

花梨つばさ保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 博光福祉会
所 在 地	大阪府河内長小山田町448-2
電 話 番 号	0721-52-3888
代 表 者 氏 名	理事長 桐山 博

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所	
施 設 の 名 称	花梨つばさ保育園	
施 設 の 所 在 地	大阪府大阪狭山市半田五丁目215番1号	
連 絡 先	072-366-0283	
施 設 長	施設長 乃坂 定人	
利 用 定 員	2号認定こども	3号認定こども
	77人	53人
開 設 年 月 日	2016年4月1日	

3 施設の目的

子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、良質かつ適正な内容及び水準の保育事業の提供を行うこと目的とします。

4 施設の運営の方針

- (1) 施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒に係る権限の濫用等は行なわず、常に子どもの立場に立って保育を提供します。
- (2) 大阪狭山市、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (3) 施設を利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4) 大阪狭山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）に基づき、施設の運営を行います。
- (5) 保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

5 施設・設備等の概要

敷 地	敷 地 全 体	1 3 2 2 , 1 0 m ²
	屋 外 遊 戲 場	3 8 8 . 0 6 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造
	延 ベ 面 積	9 0 2 . 3 0 m ²
	築 年 月	平成 2 8 年 4 月

設 備	部 屋 数	
乳 児 室 ほふくスペース	1	0歳児
保 育 室	5	1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児
遊 戯 室 兼 ランチルーム	1	
調 理 室	1	
沐浴室	1	
調乳室	1	
一時預かり保育室	1	一時預かり児
医務コーナー	1	

6 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤
園長	1	1	0
主任保育士	1	1	0
保育士	2 5	1 5	1 0
栄養士	1	1	0
事務員	1	1	0
調理員	当園では、一富士フードサービス株式会社に委託しています。		

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(小児科・内科)

医療機関の名称	ふじた こどもクリニック
小児科医師名	藤田 真輔
所在地	〒589-0023 大阪狭山市大野台 1-23-13
電話番号	072-349-9272

(歯科)

医療機関の名称	戸倉歯科医院
歯科医師名	戸倉 弘雅
所在地	大阪狭山市半田 2-468-7
電話番号	072-366-5861

7 保育の提供日

月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

8 保育の提供時間

(1) 保育標準時間

基本時間：7時から18時

延長時間：18時から19時

(2) 保育短時間

基本時間：9時から17時

延長時間：7時から9時、17時から19時

9 保育の内容

当園の保育の提供に当たっては、保育所保育指針に基づき、提供します。

(1) 保育の提供

上記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育の理念

「すべての乳幼児に今の時期だからこそその教育と福祉のあたたかさを」を合言葉に、子どもの権利条約に明記されている「子どもの最善の利益」を優先し、保護者等と共に健やかな子どもの育成に努め、【夢ある】【笑顔のあふれる】【ふれあいのある】そんなことが当たり前の【やさしい家である】が『花梨つばさ』の願いであり、大切にしたい基本理念です。

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分	11時	15時	
1歳児	9時30分	11時	15時	
2歳児	9時30分	11時	15時	
3歳児		11時30分	15時	
4歳児		11時30分	15時	
5歳児		11時30分	15時	

* 献立表は毎月別途配布します。

* 食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

(4) 特別支援の必要な子どもの保育

集団での保育を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。

(5) その他

一時預かり保育、延長保育を実施します。

10 利用定員

(1) 2号認定子どもの利用定員

3歳児 24名 4歳児 24名 5歳児 24名

(2) 3号認定子どもの利用定員

0歳児 9名 1歳児 15名 2歳児 24名

11 利用者負担金

(1) 2号認定の子どもの利用

保育に係る利用者負担(保育料) 無償

(2) 3号認定子どもの利用

居住する市町村に対し、定められた利用者負担額をお支払いください。

但し、市民税非課税世帯の子どもは、無償化の対象となります。

(3) 延長保育に係る利用者負担

1ヶ月単位利用 3,000円

1日単位利用 200円

(4) その他利用者負担額

項目	負担を求める理由及び目的	金額
主食費（3歳児以上）	給食の主食費	月額 2,200 円
副食費（3歳児以上）	給食の副食費	月額 4,700 円
絵本代	保育を充実させる為	月額 約 500 円
布団代（利用者のみ）	リースの為	月額 1,300 円
アルバム積立代（5歳児のみ）	アルバムの積立の為	月額 約 1,100 円
制服・体操服代（3歳児以上）	服育の為	約 48,000 円
用品代（各学年により異なる）	保育で使用する為	約 1,500～9,000 円
環境整備費	子どもの遊び、教育費用の為	年額 5,000 円
紙おむつ	購入した場合	40 円
おしりナップ	購入した場合	200 円
パンツ	購入した場合	200 円
行事費	行事にかかる費用の為	実費
日本スポーツ振興掛け金	加入の為	実費
写真・DVD代	希望者のみ	実費
その他	その都度お伝えします	実費

★令和7年度より、希望者を対象に紙おむつのサブスクサービスが始まります。

お支払い等は業者との直接契約となります。（別紙参照）

※2号認定の子どもにかかる給食費は、2019年9月までは、「保育の一部」として保護者が負担していましたが、2019年10月以降、幼児教育の無償化実施後も負担方法はかわりますが、保護者が負担する事はこれまでと変わりありません。2019年10月分からは主食費、副食費ともに実費徴収となります。

12 利用にあたっての留意事項

(1) 入園（選考方法）

ア 2号認定及び3号認定の子ども

市町村の利用調整結果に基づき、選考します。

(2) 退園

ア 契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の15日前までに退園届を居住する市町村と保育園に提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

① 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。

② その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な脱法行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、できるだけ早くに(できれば転園希望月の1ヶ月前までに)退所届を居住する市町村と保育園に提出して下さい。

(4) 卒園

子どもが小学校に就学したときは、保育の提供を終了します。

1.3 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める非常防災対応マニュアルにより対応します。

防 災 設 備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ探知機 ・非常通報装置 ・誘導等
避 難 ・ 消 火 訓 練	毎月1回以上実施します。
避 難 場 所	大阪狭山市立東小学校

1.4 緊急時の対応

利用している子どもに病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子どもの家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

1.5 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

種 類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
内 容	ケガの治療費負担
補 償 金 額	死亡 2800万円～1400万円 障害 3770万円～ 82万円
種 類	あいおいニッセイ同和損害保険
内 容	社会福祉施設賠償責任補償

1.6 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
解 決 責 任 者	園長 乃坂 定人
受 付 担 当 者	保育主任 金村 彩
相 談 時 間	当園の開園日・開園時間内
電 話 番 号	072-366-0283

第三者委員			
氏 名	原 ウメ	黒木 潤	
電 話 番 号	06 (6928) 2828	072 (242) 2828	
役 職・肩 書 等	社会福祉法人大阪婦人 ホーム 子ロバ保育園	社会保険労務士法人 Winz	

17 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- ア 小学校への円滑な移行・接続は図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。
- イ 他の教育・保育施設等への転園する場合、その他きょうだいが別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。
- ウ 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

18 虐待の防止

当園では、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

19 その他の留意事項

- (1) 送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。又、18歳未満の方の送迎は園児の鑑み、お断りします。
- (2) 自動車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。又は路上駐車は絶対にしないでください。
- (3) 保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に施設長が設定します。
- (4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報に掲載は禁止します。

(別紙)

<保護者控え>

当園における保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 花梨つばさ保育園

説明者

私は、書面に基づいて花梨つばさ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所			
子どものなまえ			
保護者のなまえ	(印)	子どもとの続柄	
保護者のなまえ	(印)	子どもとの続柄	

(別紙)

<園控え>

当園における保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 花梨つばさ保育園

説明者

私は、書面に基づいて花梨つばさ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所			
子どものなまえ			
保護者のなまえ	(印)	子どもとの続柄	
保護者のなまえ	(印)	子どもとの続柄	